# 戦略的情報通信研究開発推進事業 評価委員会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戦略的情報通信研究開発推進事業に係る研究開発課題を評価するための体制を整備し、学識経験等を有する外部専門家及び外部有識者から構成する評価委員会を開催することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 戦略的情報通信研究開発推進事業のプログラムごとに、次表の左欄の評価委員会を開催することとし、各評価委員会は、それぞれ同表の右欄に掲げるプログラムに係る研究開発課題を評価する。なお、プログラムには各評価委員会で採択評価等を実施した従前のプログラムを含む。

名 称	プログラム
研究開発評価委員会	ICT 基礎・育成型研究開発
地域 ICT 振興型評価委員会	社会展開指向型研究開発
国際標準獲得型評価委員会	国際標準獲得型研究開発
国際標準獲得型(5G高度化)評価委員会	国際標準獲得型(5G 高度化)研究開発
電波有効利用促進型評価委員会	電波有効利用促進型研究開発
電波 COE 研究開発評価委員会	電波 COE 研究開発プログラム

- 2 地域 ICT 振興型評価委員会は、総合通信局又は沖縄総合通信事務所(以下「総合 通信局等」という。) ごとに開催することとする。
- 3 地域 ICT 振興型評価委員会は、社会展開指向型研究開発に係る研究開発課題のうち、当該総合通信局等の管轄区域から提案された研究開発課題を評価する。ただし、 社会展開指向型研究開発の選抜評価については研究開発評価委員会で評価する。
- 4 国際標準獲得型評価委員会及び国際標準獲得型(5G高度化)評価委員会は、必要 に応じて国際連携先の評価委員会等との調整を行う。
- 5 専門の事項を評価させるため、専門評価委員を置く。
- 6 各評価委員会に、特別の事項を評価させる必要がある場合、臨時評価委員を置く ことができる。

(評価委員及び専門評価委員の委嘱)

- 第3条 各評価委員会(地域 ICT 振興型評価委員会を除く。)の評価委員は、学識経験等を有する外部専門家又は外部有識者のうちから、国際戦略局長又は総合通信基盤局長が委嘱する。
- 2 地域 ICT 振興型評価委員会の評価委員は、学識経験等を有する外部専門家又は外部有識者のうちから、総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長(以下「総合通信局長等」という。)が委嘱する。
- 3 専門評価委員は、専門の事項に関する外部専門家のうちから、国際戦略局長又は 総合通信基盤局長が委嘱する。
- 4 臨時評価委員は、特別の事項に関する外部専門家又は外部有識者のうちから、国際戦略局長、総合通信基盤局長又は総合通信局長等が委嘱する。

(評価委員の委嘱期間等)

- 第4条 評価委員の委嘱期間は、2年以内とする。ただし、補欠の評価委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 2 専門評価委員の委嘱期間は、委嘱を承諾した日から当該年度の末日までとする。
- 3 臨時評価委員の委嘱期間は、委嘱を承諾した日から当該年度の末日までとする。
- 4 評価委員、専門評価委員及び臨時評価委員は、再任することができる。

(評価委員長)

- 第5条 各評価委員会に評価委員長を置き、当該評価委員会に属する評価委員の互選 により選任する。
- 2 評価委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 3 評価委員長に事故があるときは、あらかじめ評価委員長が指名する評価委員が、 その職務を代理する。

(議事)

- 第6条 各評価委員会は、評価委員及び当該議事に関係のある臨時評価委員の過半数 が出席しなければ、議決することができない。
- 2 各評価委員会は、必要に応じて、書面、電子メール又はテレビ会議により開催することができる。
- 3 各評価委員会の議事は、評価委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数 のときは、評価委員長の決するところによる。

(議事の公開)

第7条 各評価委員会の会議は非公開とする。また、各評価委員会の会議で使用した 資料についても非公開とする。

(実施する評価の種類)

第8条 各評価委員会では、総務省情報通信研究評価実施指針に基づき、採択評価、 選抜評価、継続評価、終了評価、追跡評価その他の評価について、各プログラムの 評価の手引で定められた評価を実施する。ただし、国際標準獲得型評価委員会及び 国際標準獲得型(5G高度化)評価委員会については、外国政府との調整により変更 することができる。

# (関連委員が遵守すべき事項)

- 第9条 評価委員及び臨時評価委員は、委嘱期間中、所属する評価委員会が評価する プログラムに対して提案することはできない。また、所属する評価委員会が評価す るプログラムの対象となる研究開発課題に、研究代表者、研究分担者又は連携研究 者(以下「研究開発実施者等」という。)として参画することはできない。
- 2 評価委員、専門評価委員及び臨時評価委員(以下「関連委員」という。)は、いかなる研究開発課題に対しても厳正かつ公平に評価しなければならない。
- 3 関連委員は、当該委員と別表に掲げる利害関係にある者が研究開発実施者等である研究開発課題については、評価を行うことができない。
- 4 関連委員は、当該委員と別表に掲げる利害関係にある者が研究開発実施者等である研究開発課題の評価者として割り当てられた場合、当該研究開発課題の評価を辞退しなければならない。
- 5 関連委員は、当該委員と別表に掲げる利害関係にある者に該当する疑いがある者 が研究開発実施者等である研究開発課題の評価者として割り当てられた場合、その 旨を速やかに国際戦略局長、総合通信基盤局長又は総合通信局長等に報告しなけれ ばならない。
- 6 関連委員は、評価により知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間終了後も 同様とする。
- 7 関連委員は、評価の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の 利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。委嘱期間 終了後も同様とする。
- 8 関連委員は、他の関連委員及び研究開発課題の研究開発実施者に対し、評価に係 る直接的又は間接的な働きかけを一切してはならない。

#### (解任)

- 第10条 国際戦略局長又は総合通信基盤局長は、自らが委嘱した関連委員が死亡若 しくは心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は自らが委嘱した 関連委員に職務上の義務違反その他関連委員たるに適しない非行があるときは、こ れを解任することができる。
- 2 前項の規定に加え、非行の内容が著しく悪質と認められる場合は、国際戦略局長 又は総合通信基盤局長はその経緯等に関する情報を公開することができる。
- 3 前2項の規定は総合通信局長等自らが委嘱した評価委員又は臨時評価委員に対 する解任の規定に準用する。

(辞任)

第11条 関連委員から委嘱期間中に辞任したい旨の申し出を受けた場合は、適宜の 書面により当該委員を委嘱した国際戦略局長、総合通信基盤局長又は総合通信局長 等あて辞任願を提出させることで辞任を承認することとする。

(評価に係る情報の公表等)

- 第12条 評価委員及び臨時評価委員の氏名、所属機関名及び役職名は、評価実施後、 適切な時期に公表する。なお、評価の公正性を担保するため、個々の課題に対する 評価者が特定される情報については公表しない。
- 2 採択評価においては、原則として、採択となった提案に係る審議経過(議事概要) 及び評価結果を公表し、不採択となった提案に係る審議経過(議事概要)及び評価 結果については非公表とする。
- 3 選抜評価、継続評価、終了評価及び追跡評価においては、審議経過(議事概要) 及び評価結果を公表する。
- 4 国際標準獲得型評価委員会及び国際標準獲得型(5G高度化)評価委員会については、評価に係る情報の公表等に関して、第12条第1項、第2項及び第3項に関わらず変更することができる。

(庶務)

第13条 評価委員会に係る庶務は、国際戦略局技術政策課(研究開発評価委員会に限る。)、国際戦略局通信規格課(国際標準獲得型評価委員会及び国際標準獲得型(5G高度化)評価委員会に限る。)及び総合通信基盤局電波政策課(電波有効利用促進型評価委員会及び電波 COE 研究開発評価委員会に限る。)が処理する。ただし、地域ICT振興型評価委員会に係るものについては総合通信局等において処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他評価委員会の運営に関して必要な事項は、評価委員長が評価委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 「戦略的情報通信研究開発推進事業評価委員会開催要綱」(総国技第 138 号 (令 和3年7月21日)。次項において「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定により評価委員である者は、引き続き、相当する評価委員会の評価委員とみなす。

## 別表 (第9条関係)

利害関係にある者とは次の者をいう。

- ー 関連委員と同じ研究機関の部署に所属する者
- 二 関連委員が指導する又は指導を受ける関係にある者
- 三 関連委員が指導する又は指導を受ける関係にあった者
- 四 関連委員と過去5年以内に著作物の共著者である者
- 五 関連委員と極めて近い研究開発を行っており、関連委員と考え方等が対立する関係にある者
- 六 関連委員と技術支援又は技術供与の関係にある者
- 七 関連委員と債権債務関係にある者
- 八 関連委員の配偶者又は四親等内の血族若しくは姻族にある者
- 九 前各号のほか、関連委員が自ら密接な利害関係にあると判断する者